

平成 28 年
第 9 回南九州市農業委員会 総会議事録

1. 日 時 平成 28 年 9 月 29 日（木） 午後 2 時～

2. 場 所 南九州市颯娃文化会館産業研修室

3. 出席委員(34 人)

会長 1 番 堀之内 和矢

会長職務代理 2 番 今市 範男

委員 3 番 宮原 俊郎 4 番 山脇 茂孝 5 番 中禮 隆一 6 番 東 鈴子
7 番 君野 潤二 8 番 武田 正喜 9 番 永山 明美 10 番 松村 孝徳
11 番 奥菌 克年 12 番 外菌 順子 13 番 松久保 英生 14 番 松永 正美
15 番 寶代 行廣 16 番 田中 泉 17 番 吉崎 重廣 18 番 下之門 信洋
20 番 下永田 チサト 21 番 栗ヶ窪 和治
22 番 栢木 いさ子 23 番 東垂水 勝秀 24 番 仁田尾 三男
25 番 西牟田 實盛 26 番 武田 豊子 27 番 宮原 耕一 28 番 深町 幸子
29 番 吉崎 久男 30 番 小原 光則 31 番 有菌 正伸 32 番 大隣 講平
33 番 吉留 丘 34 番 有村 真知子 35 番 上野 茂

4. 欠席委員(1 人)

19 番 梶山 俊孝

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第 4 議案第 59 号 農地法 3 条許可指令書の取消について
- 日程第 5 議案第 60 号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定
について
- 日程第 6 議案第 61 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について
- 日程第 7 議案第 62 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並に諮問
決定について

- 日程第 8 議案第 63 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第 9 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芝原 和己 農政係長 加治佐 和彦
 農地係長 福地 一浩 係員 橋村 将平
 知覧分室農政農地係長 上野 誠 係員 松元 久美
 川辺分室農政農地係長 山下 剛志 係員 川畑 和成

7. 会議の概要

※会開始前に(一社)県農業会議黒木氏より農業者年金加入推進に係る講話有
(農業者年金の意義・加入推進のポイント等 14:00~14:40)

開 会 午後 2 時 40 分

事務局長 定刻になりましたのでご起立願います。
 「一同 礼」
 ご着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。19 番 梶山 委員、から一身上の都合により、欠席届が提出されております。ただいまの出席人員は 34 名で、会議の定足数に達しております。
 これより平成 28 年第 9 回南九州市農業委員会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 78.79 ページをご覧ください
 だきたいと重います。(諸般の報告をおこなう)

議 長 続きまして事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求め
 ます。

事務局長 諸般報告をおこなう。

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、ご意見はござい

ませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手の上、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第1 会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、21番 栗ヶ窪 委員、22番 戸木 委員を指名し、会議書記に加治佐農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日9月29日の1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして、日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 それでは、議案審議に関する農地法第18条第6項及び農用地利用集積計画並びに、議案審議に関しない農用地利用集積計画の合意解約について説明いたします。資料は3ページからになります。今回、農地法第18条第6項による通知事案は2件の合意解約がなされました。内容としましては、賃貸人が知覧町〇〇の〇〇〇〇他1人の破産管財人〇〇〇〇さん、賃借人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、ほか1件の申し入れです。解約の主導はすべて借人主導で、農業廃止によるものとなっております。地目の内訳は、畑が2筆6,652㎡で、知覧地区であります。

続きまして、農用地利用集積計画による通知事案ですが、6件の合意解約がなされました。内容は、賃貸人が颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、賃借人は〇〇〇〇さん、ほか5件の申し入れです。解約の主導は、すべて貸し人主導で、

解約の理由は、1 番から 3 番は耕作者変更、4 番から 6 番は所有権移転のためとなっております。地目ごとの内訳は、畑が 14 筆で 28,333 m²合意解約となります。地域別では、潁娃・知覧地域が 3 件ずつとなっております。

以上でございます。

議 長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、ご了承いただきたいと思います。

議 長 これより審議に入ります。まず、日程第 4 議案第 59 号 農地法第 3 条許可指令書の取り消しについてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

川辺分室 それでは説明いたします。資料は 8 ページになります。

今回の案件は、平成 28 年 3 月 18 日付けで許可されたもので、譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は川辺町〇〇の〇〇〇〇で所有権移転の申請がなされたものです。申請農地は、川辺町〇〇ほか 8 筆の田で、面積は合計 2,215 m²です。取消し理由は、譲渡人の農業廃止に伴い譲受人に贈与するものでありましたが、譲渡人の子どもが耕作することになったため、許可を取り消すものであります。以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします質問ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第 59 号に係る案件については、申請どおり取り消しを許可することに、ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって議案第 59 号に係る案件については、申請どおり許可することに決定

されました。

議長 次に、日程第4議案第60号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定についてを議題といたします。まずもって現地調査員の報告をお願いいたします。
額娃地区調査委員の報告をお願いします。

吉崎重委員 それでは、農業振興地域整備計画変更について現地調査の報告をいたします。

審議番号1番ですが、申請人は額娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、額娃町〇〇ほか5筆の畑で、申請面積は3,079㎡になります。申請人は肉用牛一貫経営を行う農業法人です。肥育牛90頭ほどの規模拡大を計画しており、既存の畜舎に隣接する申請地に牛舎を建築しようとするもので、「用途区分の変更」となっております。申請地は、額娃庁舎から〇〇に直線で〇〇の〇〇集落の北側にありますが、詳細は11ページから13ページの地図をご覧ください。申請地は、農用地区域内にありますが、他の農地には耕作道路が確保されているため、集団化及び作業効率への支障はなく、用排水路等に支障を及ぼす恐れもないものと判断しました。代替地については、今回、規模拡大を図るための牛舎建築であり、効率性・利便性から、既存施設に隣接する申請地しかなかったとのことでありました。これらのことから、用途区分の変更については、やむを得ないものと判断しました。

實代委員 次に2番と3番について報告します。

2番の申請人は〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、額娃町〇〇ほか11筆の山林11筆・畑1筆で、申請面積は20,942㎡になります。申請人は、〇〇に本店を置く発電事業を行う法人であります。周囲に障害物も無く太陽光発電に適した場所で、山林・畑を一体利用して太陽光発電施設を建設しようとするもので、「農用地区域からの除外」となっております。申請地は、額娃庁舎から〇〇に直線で〇〇の〇〇集落と〇〇集落の間にありますが、詳細は14ページから17ページの地図をご覧ください。

次に3番です。申請人は〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、額娃町〇〇ほか16筆の山林9筆・畑8筆で、申請面積は18,714㎡になります。申請人は、〇〇に本店を置く太陽光発電事業等を

行う法人であります。申請地は太陽光発電に適した場所で、山林・畑を一体利用して太陽光発電施設を建設しようとするもので、「農用地区域からの除外」となっております。申請地は、潁娃庁舎から〇〇に直線で〇〇の〇〇集落にあります。詳細は 18 ページから 21 ページの地図をご覧ください。

以上 2 件の申請地は、農用地区域内にありますが、他の農地には耕作道路が確保されているため、集団化及び作業効率への支障はなく、用排水路等に支障を及ぼす恐れもないものと判断しました。代替地については、数ヶ所検討しましたが適当な場所がみつからなかったとのことであります。これらのことから、農用地区域からの除外については、やむを得ないものと判断しました。以上です。

議長 次に川辺地区の調査員の報告をお願いします。

小原委員 去る 9 月 16 日、東委員と事務局の 4 人で、申請代理人及び川辺支所農政係職員立ち会いのもと、農用地利用計画変更申請に係る現地調査を実施しましたので報告いたします。4 番の申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇の田の一部で、申請面積は 500 m²です。現在、申請人の子ども家族は借家住まいをしていますが、手狭になったため、土地を貸し付けて一般住宅を建築しようとするもので、「農用地区域からの除外」となっております。申請地は、川辺庁舎から〇〇に直線で〇〇の〇〇集落にあります。詳細は 22 ページから 24 ページの地図をご覧ください。申請地は、農用地区域内にありますが、外周部に位置しており、他の農地には耕作道路が確保されているため、農地の集団化及び作業効率への支障はなく、用排水路等に支障を及ぼす恐れもないと判断いたしました。代替地については、いくつか検討しましたが、適当な土地が見つからなかったとのことであります。これらのことから、農用地区域からの除外については、やむを得ないものと判断するところです。

以上で報告を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 それでは 1 番から 3 番の補足説明をいたします。

農業振興地域の変更条件には、代替地の検討、農地の集団化・作

業効率への影響，用排水路への影響，土地改良事業等の有無について検討することとなっています。これらの条件につきましては、現地調査の報告のとおりであります。用排水路等への影響につきまして、2番は東側にある水路まで排水路を設ける計画であります。3番は計画地内に沈砂池を設け河川へ放流する計画です。土地改良事業については、1番2番について、南薩土地改良区からやむを得ない旨の意見書が農政課へ提出されております。他は実施しておりません。これらのことから、3件の申請につきましては、農用地区域からの除外及び用途区分の変更はやむを得ないものと判断されるところです。以上です。

川辺分室 それでは補足説明を申し上げます。

代替地については、数か所検討したようですが、形状が不整形であるとか、将来の住宅建設予定地であるなどの理由で不調に終わったようであります。他の農地には耕作道路が確保されており、農地の集団化・作業効率への影響はなく、用排水路等の施設に与える影響もありません。土地改良事業については、昭和45年度に構造改善区画整理事業が実施されておりますが、既に8年以上を経過しており問題ありません。このことから、審議番号4番については、農用地区域からの除外はやむを得ないものと判断されるところです。

以上です。

議 長 只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について、審議をお願いします。

東 委員 3番の周辺に耕作地はあるのですか

農地係長 山林化しています。

議 長 他に質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり。

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第60号 農業振興地域整備変更計画書（案）については、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることにご異議

ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 60 号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長 次に、日程第 6 議案第 61 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明をいたさせます。

農地係長 それでは、農地法第 3 条の規定による農地等の権利移動の許可申請に対する許可についてご説明申し上げます。26 ページからになります。今回の申請は、所有権移転 22 件であります。譲渡人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん 他 21 件の申請であります。申請の内訳は、田が 11 筆で 8,043 m²、畑が 26 筆で 30,344 m²、合計 37 筆 38,387 m²となっています。理由は、1 番は後継者への移譲、2 番・18 番・20 番は親族からの受贈、4 番・5 番は、自作地相互の交換、7 番は社会福祉事業の運営のため、他は規模拡大によるものとなっております。土地の取引価格につきましては、10a あたり、田が 100,000 円から 486,000 円で、畑が 100,000 円から 2,000,000 円で売買される予定です。地域別では、潁娃地域 7 件、知覧地域 11 件、川辺地域 4 件となっております。法第 3 条第 2 項各号の判断については、30 ページから 40 ページの調査書のとおりでございます。併せまして 22 番は、耕作面積が下限面積未満のため、営農計画書を添付してありますのでご確認ください。以上の案件については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、事務局としましては、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。 以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いしますが所有権移転に係る審議番号 21 番について、下之門 委員が議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について全員で審議いたします。

議 長 質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

- 議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第 61 号の内、所有権移転に係る、審議番号 21 番を除く案件については申請どおり許可することにご異議ございませんか。
- 委 員 「異議なし」の声あり
- 議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 61 号の内、所有権移転に係る審議番号 21 番を除く 21 件、の案件については、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 それでは、議事参与の制限に該当する案件について審議を行いますので、
下之門 委員の退室を求めます。
(下之門 委員、退室)
- 議 長 これより、質疑を行います。質問、ご意見はございませんか。
- 委 員 「なし」の声あり
- 議 長 質疑がございませんので、採決いたします。
議案第 61 号の内、所有権移転に係る審議番号 21 番については申請どおり許可することにご異議ございませんか。
- 委 員 「異議なし」の声あり
- 議 長 異議なしと認めます。よって、議案 61 号の内、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。
下之門 委員の入室を許可いたします。
(下之門 委員 入室)
- 議 長 下之門 委員に報告いたします。議案第 61 号の内 所有権移転に係る審議番号 21 番については申請どおり許可することに決定されました。
- 議 長 次に、日程第 7 議案第 62 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって現地調査員のご報告を求めます。

まず、所有権移転の知覧地区分4件の報告をお願いします。

宮原耕委員

去る9月16日、大隣委員、事務局及び関係者立ち会いの元、農地転用申請にかかる現地調査を実施しましたので、ご報告いたします。

先ず、43ページ、審議番号1番です。

譲受人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇畑の1,069 m²です。申請人は、建築業を営んでおり、現在借家住まいで、手狭になったため、申請地を購入して一般住宅・車庫及び事業用の倉庫・作業所を建設するものです。現地の場所は、知覧庁舎から〇〇に直線で〇〇ほどの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の45・46ページの地図をご覧ください。申請地は、北側は畑に、東側は道路と畑と宅地に、南側は雑種地と宅地に、西側は宅地に接しています。50cm程度の切土を行い、周囲によう壁を設けるので、土砂流出等の恐れはなく、雨水は、ため枡を設け道路側溝へ、汚水・生活雑排水は浄化槽で処理して道路側溝へ放流します。日照通風等については、境界から1.6m以上離して建築するので、周辺農地に影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

次に、審議番号2番です。

譲受人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇、畑の30 m²です。転用目的は、申請人は申請地の隣接地で飲食業を営んでおり、不足している駐車場のため、申請地を駐車場として利用するものです。現地の場所は、知覧庁舎から〇〇に直線で〇〇ほどの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の47・48ページの地図をご覧ください。申請地は、東側と南側は宅地に、他は道路に接しています。現状のままで利用するので、土砂流出等の恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流します。日照通風等については、隣接する農地が無いので、問題はないと判断しました。

次に、審議番号3番です。

譲受人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇、畑の499 m²です。転用目的は、申請人は現在両親と同居しているが、手狭になったため、申請地を父から譲り受けて一般住宅を建設するものです。現地の場所は、知覧庁舎から〇〇に直線で〇〇ほどの〇〇集落に

位置します。詳細は、議案資料の 49・50 ページの地図をご覧ください。申請地は、北側は畑に、東側は宅地に、南側は道路に、西側は道路をはさんで雑種地に接しています。現状のままで利用し、周囲によう壁を設けるので、土砂流出等の恐れはなく、雨水は、ため枡を設け道路側溝へ、汚水・生活雑排水は、浄化槽で処理して道路側溝へ放流します。日照通風等については、隣接農地から 1.5m 程度離して建築するので、影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

大隣委員

次に、審議番号 4 番について報告致します。

譲受人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇、畑の 54 m²です。転用目的は、住宅の駐車スペースが無いため、隣接する申請地に駐車場を整備しようとするものですが、既に平成 16 年頃にコンクリート舗装をし、駐車場として利用しており、始末書が提出されています。現地の場所は、知覧庁舎から〇〇に直線で〇〇ほどの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の 51・52 ページの地図をご覧ください。申請地は、北側は畑に、東側は道路に、他は宅地に接しています。最高 1.5m 程度の切土を行い、よう壁を設けているので、土砂等が流出する恐れはなく、雨水は、ため枡を設け道路側溝に放流し、日照通風等については、駐車場として利用するので、特に問題はないと判断しました。

以上、現地調査の報告を終わります。

ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

次に、川辺地区分 2 件について報告をお願いします。

東 委員

それでは川辺地区の案件について報告いたします。

先ず、44 ページ審議番号 5 番の譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇ほか 1 筆の畑で、申請面積は 1,580 m²です。申請地の周囲は山林や現況山林の畑で、日照不足で耕作条件も悪く生産性が低いことから、山林として管理しようとするものであります。なお、平成 10 年頃、譲渡人により既に植林されており始末書が提出されています。申請地は、川辺庁舎から〇〇に直線で〇〇の〇〇集落付近の 2 箇所にあります。詳細は 53・54 ページの地図をご覧ください。どちらの申請地も周囲は山林及び現況山林の畑であり

ます。現状のままで利用しますので、土砂流出等の恐れはなく、雨水排水は自然流下で、日照通風等については、隣接する耕作地はなく影響を及ぼす恐れはありません。このことから、申請農地の山林への転用はやむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号6番について報告いたします。

譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町高田字里瀧ノ上9161番1の田と、ほか1筆の畑で、申請面積は563㎡です。申請地の周囲は山林や現況山林の田などで、耕作条件も悪く生産性が低いことから、山林として管理しようとするものであります。なお、申請地の内9161番1は昭和40年2月頃、譲渡人により既に植林されており始末書が提出されております。申請地は、川辺庁舎から〇〇に直線で〇〇の〇〇集落の南側に位置しますが、詳細は55・56ページの地図をご覧ください。申請地2箇所の周囲は山林及び現況山林の田や道路であります。現状のままで利用しますので、土砂流出等の恐れはなく、雨水排水は自然流下、日照通風等については、隣接地から3m程度の緩衝地を設けることから、影響を及ぼす恐れはありません。このことから、申請農地の山林への転用はやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 次に、使用貸借権設定の知覧地区分1件について報告をお願いします。

大隣委員 57ページ、使用貸借権設定の審議番号1番について報告致します。

借人が、〇〇の〇〇〇〇さん、貸人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇、畑の228㎡です。転用目的は、申請人が定年退職後帰郷し、申請地と隣地の宅地を父から借り受けて、一般住宅を建設するものです。現地の場所は、知覧庁舎から〇〇に直線で〇〇ほどの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の58・59ページの地図をご覧ください。申請地は、南東側は道路に、他は宅地に接しています。現状のままで利用し、境界にはよう壁を設置しているので土砂等が流出する恐れはなく、雨水は、ため枡を設け道路側溝に放流し、汚水生活雑排水は、浄化槽で処理して道路側溝に放流します。日照通風等については、隣接

する農地はなく、特に問題はないと判断しました。以上、現地調査の報告を終わります。

ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

知覧分室

知覧地区分の所有権移転の審議番号1番から4番と、使用貸借権設定の審議番号1番について補足説明いたします。

先ず、43 ページ、所有権移転の審議番号1番について、立地基準ですが、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地のその他の農地と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については全額融資でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の免許、許可、認可等については、特に必要ありません。また、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。

次に、審議番号2番について、立地基準ですが、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地のその他の農地と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、必要な資金については、現状のままで利用するので工事費はなく、土地代も無償です。また申請人は、過去に違反転用等を行ったことがありません。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の免許、許可、認可等については、特に必要ありません。また、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。

次に、審議番号3番について、立地基準ですが、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地のその他の農地と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については全額融資でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げにな

る者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の免許，許可，認可等については，特に必要ありません。また，許可後の速やかな転用も確実であると思われます。

次に，審議番号4番について，立地基準ですが，中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから，第2種農地のその他の農地と判断されます。続いて，一般基準の資力及び信用は，既に平成16年頃にコンクリート舗装をし，駐車場として利用しており，今回始末書が提出されているところです。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については，すでに転用済みです。転用行為の妨げになる者は，農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の免許，許可，認可等については，特に必要ありません。また，許可後の速やかな転用も確実であると思われます。

次に，57ページ，使用貸借権設定の審議番号1番について補足説明致します。立地基準ですが，中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから，第2種農地のその他の農地と判断されます。続きまして，一般基準の資力及び信用ですが，申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く，必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で，申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は，農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の免許，許可，認可等については，特に必要ありません。また，許可後の速やかな転用も確実であると思われます。

所有権移転の審議番号1番から4番と，使用貸借権設定の審議番号1番については，転用はやむを得ないと判断するところです。

以上，補足説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

川辺分室

それでは補足説明を申し上げます。44ページ審議番号5番です。立地基準は，中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから，第2種農地のその他の農地と判断されます。一般基準の資力及び信用については，必要な土地購入費は，全額自己資金で賄うとのことで，関係書類で確認できました。また，農地法の許可を得ずに転用した

ことについては譲渡人から始末書が出されております。転用行為の妨げになる者の有無について、台帳を確認したところ該当する者はおりませんでした。また、申請用途に遅滞なく供することの確実性については、既に転用済みであり問題ありません。関係行政庁の免許、許可、認可等については特に必要ありません。

次に、審議番号 6 番です。立地基準は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地のその他の農地と判断されます。一般基準の資力及び信用については、必要な資金は、全額自己資金により賄うとのことで、関係書類で確認できました。また、農地法の許可を得ずに転用した 1 筆については、譲渡人から始末書が出されております。転用行為の妨げになる者の有無について、台帳を確認したところ該当する者はおりませんでした。また、申請用途に遅滞なく供することの確実性については、残りの 1 筆についても許可後の速やかな転用は確実であると思われ、関係行政庁の免許、許可、認可等についても特に必要ありません。

このことから、川辺地区 2 件については、申請目的への転用はやむを得ないと判断するところでございます。
以上で補足説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いしますが所有権移転に係る審議番号 6 番について、中禮 委員が議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について全員で審議いたします。

議長 質問、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第 62 号の内、所有権移転に係る、審議番号 6 番を除く案件については申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

- 議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 62 号の内、所有権移転に係る審議番号 6 番を除く 5 件と使用貸借権設定の全案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定しました。
- 議 長 それでは次に、議事参与の制限に該当する案件について審議を行いますので、中禮 委員の退室を求めます。
(中禮 委員，退室)
- 議 長 これより、質疑を行います。質問，ご意見はございませんか。
- 委 員 「なし」の声あり
- 議 長 質疑がございませんので，採決いたします。
議案第 62 号の内，所有権移転に係る審議番号 6 番については申請どおり許可し，県農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。
- 委 員 「異議なし」の声あり
- 議 長 異議なしと認めます。よって，議案 62 号の内，議事参与の制限に該当する案件については申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定しました。中禮 委員の入室を許可いたします。
(中禮 委員入室)
- 議 長 中禮 委員に報告いたします。議案第 62 号の内 所有権移転に係る審議番号 6 番については申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定しました。
- 議 長 次に，日程第 8 議案第 63 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。
- 農地係長 農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 1 項の規定による農用地利

用集積計画の意見決定について説明いたします。61 ページからになります。「所有権移転」についてですが、譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん 他 15 件であります。所有権移転の理由は、すべて規模拡大によるもので、地目の内訳は、畑が 26 筆 52,729 m²となっております。申請農地の取引価格については、10a あたり 300,000 円から 700,000 円で売買される予定 です。 地域別では、潁娃地域 6 件、知覧地域 10 件となっています。次に、「賃貸借利用権」の設定であります。65 ページから 68 ページです。利用権を設定する者は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん 他 18 件になります。設定面積は、田が 1 筆で 483 m²、畑が 31 筆で 34,690 m²、合計 32 筆の 35,173 m²になります。地域別では、潁娃地域が 4 件、知覧地域が 6 件、川辺地域が 9 件となっております。次に、「使用貸借利用権の設定」であります。69 ページ から 76 ページになります。利用権を設定する者は、〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、〇〇の〇〇〇〇さん 他 9 件であります。設定面積は、田が 18 筆 9,099 m²、畑が 50 筆 42,802 m²、合計 68 筆 51,901 m²であります。地域別では、川辺地域 10 件となっております。以上でございますが、全ての案件について利用集積計画を確認しましたところ、その内容は基本構想に適合し、その農用地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者の全ての同意が得られていることを確認いたしました。

以上で説明を終わります。

議 長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたします。
質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第 63 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用
集積計画に係る案件については、申請どおり適当意見とすることに、
ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって議案第 63 号の案件については、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 次に、日程第 11 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

松永委員 現在大規模の太陽光発電によって農地が少なからず減少している状況です。我々農業委員会としては申請が上がってくれば、農地法の許認可や農振法の意見書等で太陽光発電の開発に制限を設けることができますが、許可要件を満たせば許可せざる得ないのが現状であります。しかしながら最近の太陽光発電の建設には目に余るものがあって、優良農地の維持確保の観点から、大量の雨水で一般道路や農道の排水路さらには農地の被害が懸念されるところであります。これらの被害を未然に防ぐ手立てとして、現在県内で霧島市や、湧水町が作ったような独自の規制を設ける、ガイドラインの作成を市長部局に求めるべきではないかと思えます。

農業委員会には農業委員会に関する法律によって関係の地方公共団体等に対して、意見の提出が認められていますので、市長部局に対して農業委員長名でガイドライン作成の建議要望書を提出することを提案したところでございます。

議長 ただいま松永委員より貴重なご意見を頂きましたが、農業委員会でこのような建議要望を上げるとなりますと委員会で内容を協議し皆様の了解を経て建議をしなければならないと考えます。また、聞くところによりますと 27 年の 6 月議会で加治佐議員からこのような旨の質問等もあったように伺っているところです。このような中で我々委員会でも検討委員会を設けて建議をすべきではと考えるところですが、皆様はどのように考えますか。

吉崎久委員 今の松永委員の考え方に賛成です。我々農業委員会は農地を守るのが役割ですので、国、県の定めた法律に違反しないから認めざる得ないとの考え方が、農業委員会に適した考え方なのかと思えます。

議 長

他に意見はありませんか。・・・

無いようですので、賛成の方挙手をお願いします。（満場一致）

皆さん建議をしたらとのご意見のようですので、どのような形で行いましょうか、 瀬谷・知覧・川辺から2名ずつ委員を決め事務局と検討していただき、草案を作成し委員会で承認する形で宜しいでしょうか。

宝代委員

すこしお聞きしたいのですが、この太陽光発電事業は、ずっと続くのでしょうか、聞くとおところによりますと、来年の3月ごろで落ち着くのではとの話も聞くのですが、事務局で解る範囲で教えてください。

農地係長

今の話の中で、来年の3月までとの話がありましたが、今までで国の認可を取ったところがある訳ですが、その中でまだ全然着手してない分がある訳ですが、これについては、来年の3月までに何らかの着手を行わないと認可を取り消すというはあるみたいです。ただ今後も要件は厳しくなるかもしれませんが、事業は続くと思われまう。

事務局長

補足になりますが、事務局の方で把握している分については再生可能エネルギーの動向がどうなっていくのか、国においても原子力が稼働し、またどう変わっていくのか、今のところ再生可能エネルギー推進の方向で動いているようではありますが、先ほど宝代委員からありましたように、来年度以降売電価格なりそういう制約等で少し落ち着いてくるように考えられますが、農地係長が申しあげたように許可を受けた業者さんが年内、年度内に手続きを受けるような形で動いておられるという話も数件農政課の農振の担当より伺っています。ただ、先ほど吉崎委員からありましたように感情的に阻止したい気持ちはありますが、事業者から法律を盾に話されると止められないという状況であります。昨年度の6月議会で加治佐議員からの質問に霧島市、湧水町がガイドラインを作っているという話でございました。いま、それを市の都市計画課が中心になって検討はしているようですが、それぞれの所管の法律で規制が掛けられるという部分で、そちらで対応できないかと考えているという事でしたので、再度検討をするようお願いしてはいますが、委員会からも要望書なりそのようなものが要かと考えております。

先ほど会長が言われたように各地区から2名ずつ検討委員の方に集まっていたいただいて草案を取りまとめていただき、早ければ来月の委員会に提示できればと考えているところでございます。

議 長 委員をどのように決めますか。事務局に一任しますか、それともここで決めますか

委 員 ここで決めればよいと思います。

委 員 各自委員を推薦する。

議 長 それでは、顚娃が松永委員と吉崎久委員、知覧が田中委員と仁田尾委員、川辺が今市委員と下之門委員に決定しました。他に有りませんか。

中禮委員 南薩（南さつま市・枕崎市・指宿市）の太陽光発電の設置状況や否決した案件があれば教えてください。

議 長 情報が無いようですので、事務局で調べておいてください。

議 長 他に有りませんか。 無いようでございますが、事務局は何かございせんか

事務局長 全国農業新聞の購読推進をお願いする。

農政係長 農業委員会だよりの編集委員を各地区1名お願いする。
（顚娃山脇委員・知覧宮原俊委員・川辺東委員に決定）
農業者年金・遊休農地の調査についてお願いする

議 長 只今の件について、ご質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 他にございませんか。

事務局長 今後の日程について連絡する。

議 長 只今の件について、ご質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 他にございませんか。

議 長 無いようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議 長 これにて本日の会議を閉じ、併せて平成28年第9回南九州市農業委員会を閉会いたします。ご起立願います。

事務局長 「一同 礼」

閉 会 午後4時50分

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 21 番 _____

会議録署名委員 22 番 _____